

(参 考)マイナンバー(個人番号)を記載した申請書等を提出する場合に必要な書類

1 本人が申請等の手続をする場合に必要となる書類 ※1 下表に記載の①と②の両方を御用意ください。

①	個人番号を確認できる書類	<input type="checkbox"/>	以下の書類のうち1つ 個人番号カード(裏面) / 個人番号の記載のある住民票の写し/ 個人番号の記載のある住民票記載事項証明書			
			②	身元を確認できる書類(アからエのうちいずれか) ※2	ア	<input type="checkbox"/> 個人番号カード(表面)
			イ		<input type="checkbox"/> 顔写真の表示がある以下の書類のうち1つ 住民基本台帳カード / 運転免許証 / 運転経歴証明書 / パスポート / 身体障害者手帳 / 精神障害者保健福祉手帳 / 療育手帳 / 在留カード / 特別永住者証明書 / 税理士証票 / 学生証 / 社員証 / 資格証明書 / 戦傷病者手帳 / これらに類する身分証明書	
			ウ		<input type="checkbox"/> 以下の書類のうち1つ プレ印字申告書等 / 手書き申告書等に添付された未記入のプレ印字申告書等	
エ	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <b>ア・イ・ウの用意が困難な場合は以下の書類のうち2つ ※3</b> 公的医療保険の被保険者証 / 年金手帳(R4.4.1前に発行)・基礎年金番号通知書(R4.4.1以降発行) / 児童扶養手当証書 / 特別児童扶養手当証書 / 学生証(顔写真なし) / 身分証明書(顔写真なし) / 社員証(顔写真なし) / 資格証明書(顔写真なし) / 国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書 / 納税証明書 / 印鑑登録証明書 / 戸籍の附票の写し(謄本でも抄本でも可) / 母子健康手帳 / 特別徴収税額通知書 / 退職所得の特別徴収票 / 納税通知書 / 源泉徴収票 / 特定口座年間取引報告書					

2 代理人が申請等の手続をする場合に必要となる書類 ※4 下表に記載の①から③の全てを御用意ください。

①	本人の個人番号を確認できる書類	<input type="checkbox"/>	以下の書類のうち1つ 本人の個人番号カード(裏面)の写し / 本人の個人番号の記載のある住民票の写し / 本人の個人番号の記載のある住民票記載事項証明書			
			②	代理人の身元を確認できる書類(キ又はクのいずれか)	カ	<input type="checkbox"/> 以下の書類のうち1つ 委任状【原本】(任意代理人の場合) / 税務代理権限証書(県税事務の場合) / 戸籍謄本(法定代理人の場合) / 本人しか持ち得ない書類(例:個人番号カード、公的医療保険の被保険者証) / プレ印字の申告書等 / 手書き申告書等に添付された未記入のプレ印字の申告書又は申請書
			キ		<input type="checkbox"/> 顔写真の表示のある以下の書類のうち1つ 代理人の個人番号カード / 写真付き住民基本台帳カード / 運転免許証 / 運転経歴証明書 / パスポート / 身体障害者手帳 / 精神障害者保健福祉手帳 / 療育手帳 / 在留カード / 特別永住者証明書 / 税理士証票 / 学生証 / 身分証明書 / 社員証 / 資格証明書 / 戦傷病者手帳 《法人が代理する場合》 以下の書類のうち1つと当該法人との関係を証する書類(社員証等) 登記事項証明書 / 印鑑登録証明書 / 地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書 / 納税証明書	
ク	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 以下の書類のうち2つ 公的医療保険の被保険者証 / 年金手帳(R4.4.1前に発行)・基礎年金番号通知書(R4.4.1以降発行) / 児童扶養手当証書 / 特別児童扶養手当証書 / 学生証(顔写真なし) / 身分証明書(顔写真なし) / 社員証(顔写真なし) / 資格証明書(顔写真なし) / 国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書 / 納税証明書 / 印鑑登録証明書 / 戸籍の附票の写し(謄本若しくは抄本も可) / 住民票の写し / 住民票記載事項証明書 / 母子健康手帳 / 特別徴収税額通知書 / 退職所得の特別徴収票 / 納税通知書 / 源泉徴収票 / 特定口座年間取引報告書					

※1: 郵送により申請等をする場合は、写し(コピー)を同封してください。※2: ・身元を確認する書類に記載された「氏名」と「生年月日又は住所」が、個人番号を確認する書類に記載された内容と同一の内容である必要があります。・イ、ウ、エに記載のものは、提示・提出等の時点で有効なもの若しくは発行・発給、領収等の日から6か月以内のものに限る。※3: 県税に関する手続の場合は、エにおける「公的医療保険の被保険者証 / 児童扶養手当証書 / 特別児童扶養手当証書」については、いずれか1つで可能です。※4: カ・キ・クに記載のものは、提示・提出等の時点で有効なもの若しくは発行・発給、領収等の日から6か月以内のものに限る。また、郵送により申請等をする場合は、写し(コピー)を同封してください。

~「」はチェック用に御活用ください。~